

平成 20 年 8 月 8 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 16 年 6 月 18 日付け高管第 4636 号，同月 30 日付け高管第 4849 号および同年 8 月 2 日付け高管第 6397 号により諮問のあった事案について，次のとおり答申いたします。

これらの事案は，論点および処分内容が共通することから，一括して答申するものです。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は，以下のとおりである。

【高管第 4636 号の諮問に係るもの】

- （１） 高松漁港区域の全体の図面およびその中の高松市所有地の分かる資料
- （２） 高松漁港区域で市所有地の使用に関する一切の契約書類（管財課および河港課分に限る。）

【高管第 4849 号の諮問に係るもの】

- （１） 平成 16 年 5 月 28 日付け高管第 3095 号文書中の『要望書（写し）』の原本
- （２） 高松市瀬戸内漁協との間の一切の契約書類（覚書，協定書，念書その他の名称は問わない。）およびその一切の起案文書（付属書類を含む。）

【高管第6397号の諮問に係るもの】

- (1) 高松漁港の区域内の高松市所有地の地番、面積、位置の分かる地図その他の資料およびその中の他人に使用させている土地に係る契約書、許可書等（ただし、市の所有地のうち、道路および下水道に関する部分ならびに市が管理する土地の貸付に関する電力柱、電話柱、郵便ポスト、自動販売機および業務用冷蔵庫を除く。）

本件対象行政文書は、それぞれの諮問案件に共通して「普通財産借受願」，「覚書（写し）」，「要望書」，「土地使用貸借契約の締結について（決裁文）」，「普通財産の使用承認について（決裁文）」，「事業計画の概要」および「土地使用貸借契約書」であり，これらについては，別案件の平成19年9月12日付け高財活第116号「行政文書非公開決定処分に係る変更決定通知」により既に異議申立人に全部公開されており，本件は異議申立てについてその利益がないため却下相当である。

2 異議申立てに至る経過

【高管第4636号の諮問に係るもの】

平成16年5月17日：対象行政文書の公開請求受付

平成16年5月28日：実施機関が公開および一部公開の決定

平成16年5月31日：請求人からの異議申立書を受付

【高管第4849号の諮問に係るもの】

平成16年5月31日：対象行政文書の公開請求受付

平成16年6月11日：実施機関が一部公開の決定

平成16年6月17日：請求人からの異議申立書を受付

【高管第6397号の諮問に係るもの】

平成16年6月17日：対象行政文書の公開請求受付

平成16年6月30日：実施機関が公開および一部公開の決定

平成16年7月 7日：実施機関が公開および一部公開の変更決定

平成16年7月21日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年6月18日 (高管第4636号)	諮問書受付
平成16年6月30日 (高管第4849号)	
平成16年8月2日 (高管第6397号)	
平成20年3月28日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年4月23日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成20年7月30日	答申案審査
平成20年8月8日	答申